

# 陸運と安全衛生

聞こう話そう あなたの悩み 仲間とケアする メンタルヘルス

陸災防 令和6年度安全衛生標語 健康部門優秀作品

2025

2

No.672



赤城山・氷上ワカサギ釣り（写真提供：前橋観光コンベンション協会）

・令和6年における労働災害の発生状況（速報値）

 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

## 令和6年における労働災害の発生状況について（速報値）（1）

### 安全

職場での転倒にご注意ください（5）

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう - 2月は化学物質管理強調月間です -（6）

【連載】書類送検の違反条文に学ぶ

その他の事案（搭乗の制限、作業主任者、墜落防止対策）（13）

【災害事例とその対策】

フォークリフトのマストと本体の間に挟まれて死亡（23）

労働災害発生状況（令和6年速報）（24）

### 健康

【連載】トラックドライバー 健康管理のポイント

真冬の健康管理編（10）

保健師 椎葉 倫代

【連載】マコマコ博士のメンタルヘルス2025

「ストレス解消シリーズ」自然とのふれ合いこそ！！（14）

精神科医 夏目 誠

### 陸災防情報

【本部の活動】陸災防本部・東京労働局合同

「安全衛生パトロール」を実施しました（8）

小企業無災害記録表彰（17）

令和7年度「安全衛生標語」を募集中です！（18）

陸運事業者のための安全マネジメント研修のご案内（22）

安全衛生推進者のための労働災害防止対策セミナーのご案内（22）

陸災防の動き（25）

「安全ポスター No.86」のご案内（26）

### 関係行政機関・団体情報

「安全衛生教育促進運動」を展開中です！（17）

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます（20）

電子申請に当たっては「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用ください（21）

## 令和6年における 労働災害の発生状況について（速報値） －死亡災害、死傷災害ともに増加－

令和6年1～12月期（速報値）における陸運業の労働災害発生状況は、

死亡災害	97人	（対前年同期比	+1人	1.0%増加）
死傷災害	15,029人	（対前年同期比	+62人	0.4%増加）

となりました。

死亡災害、死傷災害ともに前年に比べ増加しており、陸運業における労働災害の状況は、極めて厳しい状況が続いています。

死亡災害の令和元年以降各年の1～12月期(速報値)をみると、表1のとおりです。

表1 陸運業における死亡災害の発生状況（1～12月期速報値）

年	死亡者数 (速報時点)	各年確定値
令和元年	84人	101人
令和2年	79人	86人
令和3年	84人	89人
令和4年	78人	90人
令和5年	96人	110人
令和6年	97人	—

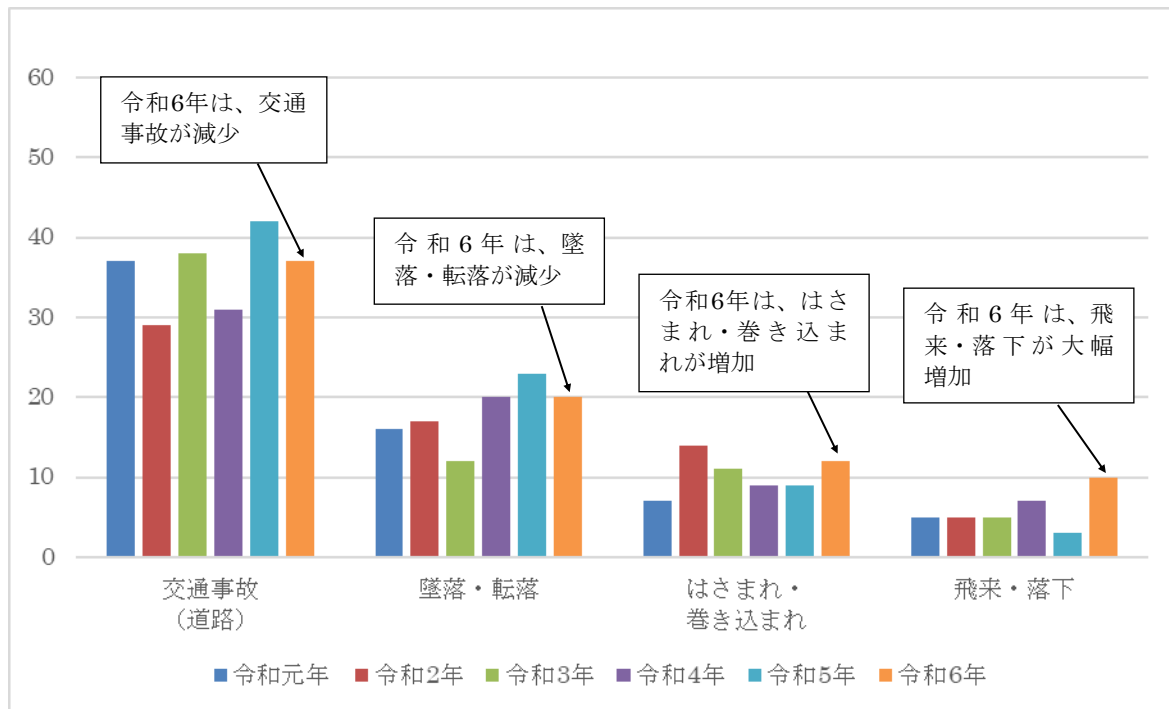
令和5年に大幅増に転じ、令和6年も引き続き高い水準で推移しています。

死亡災害における主な事故の型別の推移は表2、図1のとおりです。

表2 陸運業における主な事故の型別死亡災害の発生状況（1～12月期速報値）

年	交通事故 (道路)	墜落・転落	はさまれ・ 巻き込まれ	飛来・落下
令和元年	37人	16人	7人	5人
令和2年	29人	17人	14人	5人
令和3年	38人	12人	11人	5人
令和4年	31人	20人	9人	7人
令和5年	42人	23人	9人	3人
令和6年	37人	20人	12人	10人

図1 陸運業における事故の型別死亡災害の推移（1～12月期速報値）



陸運業の死亡災害で多く発生している「交通事故（道路）」、「墜落・転落」は前年と比較するとともに減少しました。しかし、「はさまれ・巻き込まれ」は前年比3人、「飛来・落下」については前年比7人と大幅に増加しています。

増加した死亡災害の概要の一部をみると、

#### <はさまれ・巻き込まれ>

- ・ ダンプトラックの荷台に上がろうとした際に当該車両が逸走し始めたため前方に回り手で停車させようとしたが、逸走している当該車両と前方に停車していた別のダンプトラック後方に頭部が挟まった。
- ・ 空コンテナを回収するためトレーラーヘッドを運転し、コンテナが搭載された荷台に接続し運転席を離れたところ、突然当該車両が前進し始めた為、慌ててトラックの前面に回り込み止めようとしたものの、当該車両進行方向にあった別のトラックとの間に挟まれた。
- ・ トレーラーヘッドとトレーラーの連結作業中、運転席から降りてエアホースを接続していたところ、無人の当該車両が前進し始めたため、運転席に戻って制止しようとしたところ、車両右側面と壁との間に挟まれた。
- ・ 5tトラックのタイヤを冬用タイヤからノーマルタイヤに交換するため、運転席側前輪を取り外した後、何らかの理由で車体の下に入ったところ、車体前方を支持していたジャッキが外れ、車体の下敷きになった。
- ・ 大型トラック前輪のエアスプリングの修理をするため、作業員が運転席に設置されたりモコンでエアサスペンションにエアを送り、タイヤと車体との間隔を広げた後、被災者がタイヤと車体との隙間に上半身を入れ修理をしようとしていたところ、車体が急に下がり、被災者の頭部及び頸部がタイヤと車体との間に挟まった。
- ・ ダンプトラックの荷台を上げて清掃作業を行っていたところ、荷台が下がり泥除けとダンプトラックの右後輪との間に上半身が挟まれた。
- ・ 冷蔵倉庫にトラックをバックで着け、ロールボックスパレットに積んだ荷（約

200kg) を卸していたところ、ロールボックスパレットが倒れ下敷きとなった。といった内容でした。逸走防止措置を講じていなかったことや、ジャッキ及びスタン ド等を適切に使用していなかったことが原因である災害が発生しています。

### <飛来・落下>

- ・ トラックの荷卸し作業中にフォークリフトから荷（約1 t）が落下し、近くの作業者が下敷きになった。
- ・ 荷卸しのためトラック後部の観音扉を開けた際、パレット荷物（約220kg）が落下してきた。荷の固定は行っていなかった。
- ・ 積み込みのため、テールゲートリフターに機械（約400kg）を2名で載せて50cmほど上げたときに機械が落下し作業者が下敷きになった。機械の車輪止めをロックしていなかった。
- ・ 架台に固定された荷（約822kg）をトラック荷台から卸すためにあおりを下げたところ、荷が架台とともに倒れてきたため支えようとしたが、荷の下敷きになった。
- ・ 機材（約4.4 t）をクレーンでトラックに積み込み、荷台上で吊り具を外し荷台への固定作業の準備をしていたところ、機材が倒れ下敷きになった。
- ・ トラック荷台に鋼板を3列×3段に積みチェーンレバーを使い緊結中、荷台反対側で荷主側フォークリフトが最上段の束を位置調整していたところ、最上段の束（約400kg）が押し出され落下し緊結中の作業者が下敷きになった。

といったように、荷などの固定を行っていなかったことや、危険な状態での作業による災害が発生しています。

次に、死傷災害の令和元年以降の各年の1～12月期（速報値）の状況をみると、表3のとおりです。

表3 陸運業における死傷災害の発生状況（1～12月期速報値）

年	死傷者数 (速報時点)	各年確定値
令和元年	13,997人	15,382人
令和2年	14,398人	15,669人
令和3年	15,325人	16,355人
令和4年	15,156人	16,580人
令和5年	14,967人	16,215人
令和6年	15,029人	—

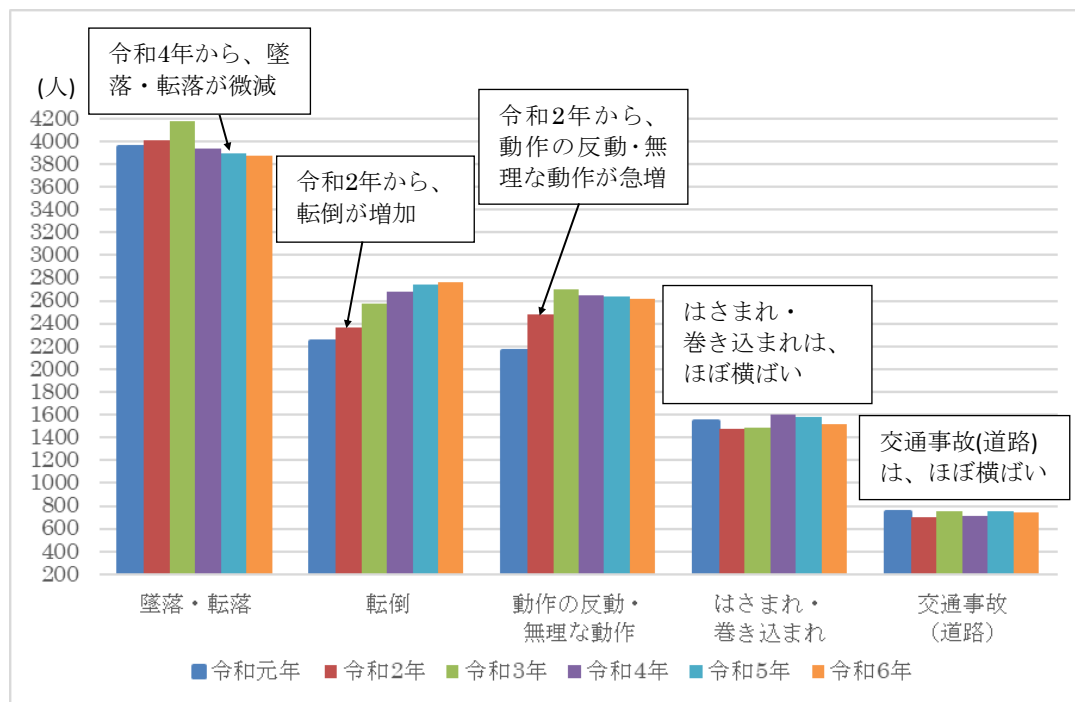
死傷災害も前年同期に比べ増加し、死亡災害と同様に高い水準が続いています。

死傷災害における事故の型別の状況ですが、陸運業において多くの死傷災害が発生している「墜落・転落」、「転倒」、「動作の反動・無理な動作」、「はさまれ・巻き込まれ」の上位4つの事故及び死亡災害で最も多く発生した「交通事故（道路）」の事故の型別の発生状況は、表4、図2のとおりです。

表4 陸運業における事故の型別死傷災害の発生状況（1～12月期速報値）

年	墜落・転落	転倒	動作の反動・無理な動作	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）
令和元年	3,954人	2,249人	2,156人	1,545人	744人
令和2年	4,010人	2,367人	2,482人	1,472人	699人
令和3年	4,175人	2,573人	2,696人	1,489人	752人
令和4年	3,940人	2,681人	2,646人	1,596人	712人
令和5年	3,897人	2,747人	2,635人	1,577人	758人
令和6年	3,869人	2,758人	2,613人	1,514人	744人

図2 陸運業における事故の型別死傷災害の推移（1～12月期速報値）



「墜落・転落」は、死傷災害の中で最も多く発生しているものの、令和4年から徐々に減少しています。一方、「転倒」は令和2年から右肩上がり増加しています。また、令和2年から急増した「動作の反動・無理な動作」は徐々に減少しているものの高止まりしており、死亡災害で前年から増加した「はさまれ・巻き込まれ」及び死亡災害で最も発生している「交通事故（道路）」についてはほぼ横ばいとなっています。

令和6年の労働災害の発生状況について、速報段階ではありますが昨年に比べ死亡災害、死傷災害ともに増加となっています。

死亡災害は最も多く発生している「交通事故（道路）」、続いて多い「墜落・転落」とともに減少しましたが、依然として高い水準にあります。また、今回増加に転じた「はさまれ・巻き込まれ」、「飛来・落下」にも注視が必要です。

死傷災害については、「墜落・転落」、「動作の反動・無理な動作」が徐々に減少しているものの高い水準が続いています。また、「転倒」は令和2年から増加傾向にあることが懸念されます。今後も荷役作業による災害防止対策に取り組んでいくとともに、転倒災害防止対策に一層力を入れていく必要があります。

当協会では、死傷災害の増加傾向に歯止めが掛かるよう、全国での安全講習会の実施、個別的指導等を通じ、労働災害防止活動に一層取り組んでまいります。会員事業場の皆さまにおかれましても、労働災害の防止に向け、職場における安全点検の実施、安全意識の高揚等、対策を講じていきましょう。



# 職場での転倒にご注意ください！



## 転倒予防のために適切な「作業靴」を選びましょう

陸災防が会員事業場の遵守すべき事項として定めた陸上貨物運送事業労働災害防止規程第30条（安全な履物の使用）では、作業に応じ、安全靴その他安全な履物を使用させること、第47条3（転倒防止措置）では、荷役作業所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用させることと明記しており、耐滑性能の重要性を示唆しています。

特に荷物を持った状態での転倒は受け身の姿勢を取りづらく、状況によっては転落・墜落につながります。安全靴やプロスニーカー®は、耐滑性能の有無が確認できるようになっていますので、作業環境に合わせた靴の選定に努めましょう。

### 転倒が発生する状況

転倒が起きうる状況によって、靴を性能で選びましょう

**例1 荷物の仕分け作業中**  
作業スペースにもの多く  
つまずきそう



**例2 荷台からの荷卸し作業中**  
荷台が濡れていて滑りそう



**例3 運転席から降りるとき**  
凍結した路面で滑りそう



### 作業環境・内容をチェック

① 床の材質や形状・状況で、転倒対策が必要になります

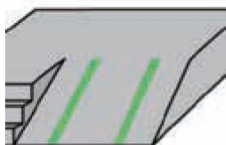
(材質例)

- ・コンクリート
- ・Pタイル
- ・金属



(形状・状況例)

- ・床面が水・油で濡れている
- ・凹凸がある
- ・傾斜がある(スロープ等)



② 作業中に重量物を取扱う

安全靴やプロスニーカー®を着用してください。



### 耐滑性の有無

#### ■ 安全靴の場合

個装箱や製品のJISマーク表示の近くに「F1」または「F2」の表示があるか確認してください。



JIS T 8101 安全靴

CI/S/F1/F1/...

CI/S/F1/F1/...

#### ■ プロスニーカー®の場合

靴のべら裏面の表示に、耐滑性のピクト表示があるかを確認してください。



〈表示例〉

本記事の内容は、日本プロテクティブスニーカー協会発行の冊子「なるほど！プロスニーカー、プロブーツ」から同協会の許諾を得て抜粋しました。全文は下記URLからご覧いただけます。

[https://prosneaker.jp/wp/wp-content/uploads/2024/10/jpsa\\_pamphlet24.pdf](https://prosneaker.jp/wp/wp-content/uploads/2024/10/jpsa_pamphlet24.pdf)

# 正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

## 2月は化学物質管理強調月間です

### 1 令和6年度化学物質管理強調月間について

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には危険性や有害性が不明な物質が多く含まれています。化学物質による労働災害でも、法令で規制されていない化学物質に起因するものが多くを占めています。

厚生労働省では、化学品の危険性・有害性情報に基づくリスクアセスメント結果に基づく管理（自律的管理）の導入を進めています。令和8年4月から約2,900物質が規制の対象となり、対策を講ずべき業種がこれまでの製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大します。

このような中、厚生労働省は関係行政機関、労働災害防止団体等の安全衛生関係団体、労働団体、事業者団体等の幅広い協力を得て、令和6年度を初年度として毎年2月に「化学物質管理強調月間」を展開することとなりました。



スローガン	正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう
期間	令和7年2月1日から2月28日まで

### 2 陸運業における化学物質による労働災害について

陸運業では、ローリー車への化学物質の積卸作業において、外れたホースから漏れ出た化学物質が身体や眼にかかり、化学熱傷を引き起こすような災害が発生しています。また、荷役作業時に容器や包装が破損して内容物がこぼれ、身体に触れるおそれもありますし、運搬する荷だけではなく、洗車や自動車の整備などに使用する洗剤類、油脂類、薬品類などにも化学物質が含まれています。

#### 陸運業で発生した化学物質に起因する労働災害の例

- セメントサイロから粉粒体運搬車のタンクにセメントを積込作業中、粉粒体運搬車のタンク圧力と排出バルブの確認をせずに排出ホースを外したところ、排出ホースからセメントが噴出し、飛び散ったセメントが目に入って両目に熱傷を負った。（休業見込日数10日）
- 配送先で無水マレイン酸の卸し作業が終わり、片付けのためホースを外した際、気化した無水マレイン酸がゴーグルの隙間から入って両目を負傷した。（休業見込日数7日）
- アクリル酸の移送作業終了後にコンテナ吐出口から専用短管を取り外した際にアクリル酸がトレーラー荷台に漏洩し、専用短管の再取付時に姿勢を崩して漏洩したアクリル酸に手をつき、飛沫が首と顔にかかった。（休業見込日数3か月）
- 次亜塩素酸ソーダの荷卸し中に荷卸し場に塩素ガスが発生し、刺激臭により喉の違和感と咳が発生した。（休業見込日数14日）
- ローリータンク車のホースをバケツに入れ、ホース内を洗浄していたところ、ホース内の残液（水酸化ナトリウム水溶液）が顔面と右足に飛び散った。（休業見込日数9日）










### 3 化学物質の危険性・有害性情報について

化学物質の危険性や有害性の情報は、製品の容器や包装に貼付されたラベルや、製品の入手時に一緒に提供される化学物質の安全データシート（SDS）で伝達されます。化学物質を含む製品を安全に取り扱うためには、ラベルやSDSの情報を確認した上で、製品の危険性や有害性に応じた対応をとる必要があります。特に、以下に示すようなGHS<sup>(注)</sup> 絵表示がついた製品は、ラベルだけでなく、製品入手時に提供されたSDSをよく読んで、製品を安全に使う上での注意事項を理解した上で取り扱いたしましょう。

#### 安全データシート（SDS）の項目

- 名称
  - 成分及びその含有量
  - 物理的及び化学的性質
  - 人体に及ぼす作用
  - 貯蔵又は取扱い上の注意
  - 流出その他事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 等

#### GHS絵表示とその名称、該当する危険性・有害性の例

<b>爆弾の爆発</b> ● 火薬類 ● 有機過酸化物		<b>炎</b> ● 可燃性の物 ● 引火性の物		<b>円状の炎</b> ● 支燃性の物 ● 酸化性の物	
<b>ガスボンベ</b> ● 高圧ガス		<b>腐食性</b> ● 金属腐食性 ● 眼・皮膚腐食性		<b>どくろ</b> ● 急性毒性	
<b>感嘆符</b> 腐食性、どくろ、健康有害性に該当する有害性のうち低位区分のもの		<b>健康有害性</b> ● 発がん性 ● 生殖毒性		<b>環境</b> ● 水生環境有害性	

(注) 「GHS」とは2003年7月に国連勧告として採択された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) の略語で、化学品の危険有害性を世界的統一基準で分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示することにより、化学物質による災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするものです。

なお、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」では、GHSに対応したモデルラベル・モデルSDSを公開しています。商品名ではなく化学物質名での検索となりますが、約3,500物質のモデルSDS等が参照できますので、ぜひご活用ください。

[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/ghs\\_msd\\_fnd.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/ghs_msd_fnd.aspx)

## 陸災防本部・東京労働局合同

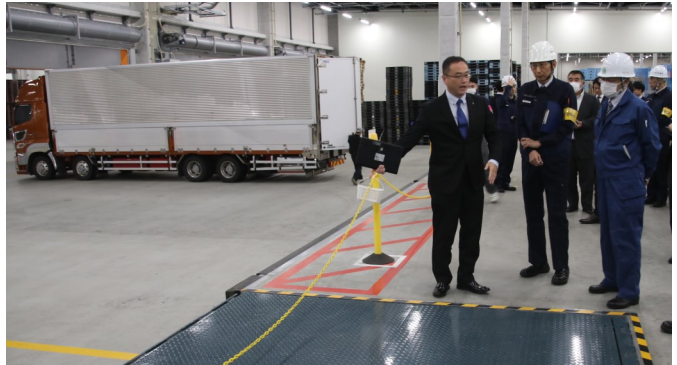
## 「安全衛生パトロール」を実施しました

東京労働局労働基準部長が陸災防技術課長とともに物流施設を巡視

陸災防本部は、令和7年1月28日(火)、東京労働局と合同で、物流施設に対する安全衛生パトロールを実施しました。パトロールは、MFLP・LOGIFRONT東京板橋において、東京労働局岡田直樹労働基準部長及び陸災防井上健技術管理部技術課長が行い、同局労働基準部安全課長、池袋労働基準監督署安全衛生課長ほか関係者が参加しました。

この安全パトロールは、東京労働局管内での陸運業における休業4日以上労働災害が2年連続で増加しており、その中でも腰痛災害に代表される「動作の反動、無理な動作」が増加していることから、同局が定めた「年末・年始 Safe Work 推進強調期間」（令和6年12月1日から令和7年1月31日）の一環として、物流施設の荷役作業現場の安全衛生意識を高め、労働災害防止を図る取組を推進するため行ったものです。

当日は、報道機関による取材も行われました。



丸和運輸機関鎌田本部長の説明を聞く東京労働局岡田労働基準部長(右から二番目)、陸災防井上技術課長(右端)



MFLP・LOGIFRONT 東京板橋

## 取組内容

パトロール実施前に物流施設様及び施設に入居している株式会社丸和運輸機関様等から労働災害防止の取組について説明がありました。一部ご紹介します。

## 1 安全衛生教育（株式会社丸和運輸機関）

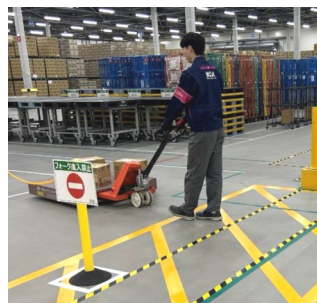
- (1) 事務所内に「安全12カ条」、腰痛予防・感染症予防方法を掲示。作業開始前に確認を行っている。
- (2) 社内教育を社員及びパート従業員に対し実施し、社員不在時の安全活動継続を目指す。



## 2 パレット台車の導入（株式会社丸和運輸機関）



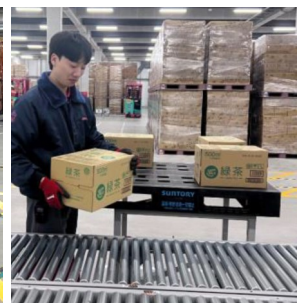
パレット台車



ハンドパレットトラック（ハンドフォーク）では細かい動きができず衝突のリスクが発生



パレット台車を使用することでスムーズな移動が可能（衝突リスク軽減）



レーンへ荷を卸す際の上下作業が発生しない（腰痛リスク軽減）

### 3 墜落・転落防止対策



トラックバース側

倉庫側

トラックバースと倉庫の段差からの墜落・転落を防止するための赤いラインとオレンジ色のプラチェーン。

### 4 フォークリフト災害防止対策

（3・4ともに株式会社丸和運輸機関）



バック走行時に音と青いライトではさまれ・巻き込まれ、激突され災害防止。



緩衝材を取り付け、はさまれ災害を防止。

### 5 ドライバー休憩室（物流施設）



運転後の疲労回復等を目的に設けられたドライバー休憩室。24時間利用可能。

#### 巡視結果講評

パトロール実施後に東京労働局及び陸災防が結果の講評を行いました。



東京労働局労働基準部伊藤安全課長

#### 1 東京労働局

本日は、物流施設における労働災害防止のための対策等について、好事例の取組を拝見しました。

今後も気を引き締めて労働災害防止対策の推進を図っていただきますとともに、継続した取組を推進していただきますようお願い申し上げます、講評とさせていただきます。



陸災防技術管理部井上技術課長

#### 2 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

本日拝見したような整備された物流施設が増えていけば労働災害が減るのではないかと考えております。

荷役作業場では、フォークリフトを安全・確実に運転されていると感じました。陸災防はフォークリフト荷役技能検定を実施しています。オペレーターのレベルアップのためにも検定の活用をご検討ください。

本日はありがとうございました。今後とも労働災害防止に力を入れていただきますようお願いいたします。

## 第10回

## トラックドライバー 健康管理のポイント

～ 真冬の健康管理編 ～

保健師 椎葉 倫代



日の出の時間が少しずつ早くなっていますが、一年で一番寒い時期ですね。前は、正月太りの減量宣言をしました。皆さんに宣言したことで自分を追い込むことになり、正直後悔しましたが、経過を報告せねばとなんとか続けています。ラジオ体操第1第2（首のストレッチ付き）は毎日実施していますが、痩せると言うよりも、肩こりや腰痛が軽くなりPCを長時間使っても楽です。食事の方は、お菓子は食べていませんが、腹八分が難しいです。どうしてもお腹いっぱいにしてしまいます。私と同じように正月太りして楽な方法で減量が続いている方、そのコツをお知らせいただくと幸いです。

これまで生活習慣について様々お伝えしてきましたが、今回は、健康管理に関するクイズを出させていただきます。

## クイズ

1. 運転中に正しい姿勢を保つことで予防できる健康問題は何ですか？

- ① 高血圧
- ② 腰痛
- ③ 風邪
- ④ 食欲不振



1. 運転中に正しい姿勢を保つことで予防できる健康問題は何ですか？

回答： ②腰痛

長時間の運転による腰痛を予防するためには、正しい姿勢を保つことが重要です。定期的なストレッチも効果的です。

## クイズ

2. 長時間運転中に適切な水分補給が必要なのはなぜですか？

- ①集中力を維持するため
- ②眠気を防ぐため
- ③体の代謝を維持するため
- ④全て



2. 長時間運転中に適切な水分補給が必要なのはなぜですか？

回答： ④全て

適切な水分補給は、集中力の維持、眠気防止、体の代謝維持のために重要です。特に長時間の運転ではこまめな水分補給が必要です。

## クイズ

3. 長時間運転の際の食事はどのようなタイミングがおすすめですか？

- ①一日一回
- ②こまめに少量摂る
- ③運転前に多く食べる
- ④食事は抜く



3. 長時間運転の際の食事はどのようなタイミングがおすすめですか？

回答： ②こまめに少量摂る

長距離運転の際は、こまめに少量の食事を摂ることで血糖値の急上昇を防ぎ、エネルギーを持続させることができます。

## クイズ

4. 運転中に適度な運動を取り入れるメリットは何ですか？

- ①筋肉維持
- ②血行促進
- ③疲労回復
- ④全て



4. 運転中に適度な運動を取り入れるメリットは何ですか？

回答： ④全て

運転中に適度な運動やストレッチを取り入れることで、筋力維持、血行促進、疲労回復が期待できます。休憩時間を利用して簡単なストレッチを行いましょ。

## クイズ

5. どれくらいの頻度で休憩を取ることが推奨されていますか？

- ①2時間ごと
- ②4時間ごと
- ③6時間ごと
- ④運転終了後のみ



5. どれくらいの頻度で休憩を取ることが推奨されていますか？

回答： ①2時間ごと

長時間の運転中には、2時間ごとに休憩を取ることが推奨されます。休憩中に体を動かし、リフレッシュすることで安全運転を維持できます。

## クイズ

おまけ問題：私は正月太りの減量方法を変えたでしょうか？

- ①変えない
- ②変えた
- ③休憩中
- ④諦めてやめた

回答： ②変えた

- ・ラジオ体操は継続
- ・ゲームソフトのフィットボクシング（軽め）
- ・ご飯3口分減らして野菜多めに先に食べる

.....今度こそ。。。

## 【連載】書類送検の違反条文に学ぶ（第6回）最終回

## その他の事案（搭乗の制限、作業主任者、墜落防止対策）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士

このコーナーでは、厚労省がHPで公表している「労働関係法令違反に係る公表事案」の違反条文から、荷役作業ガイドラインで示した対策を確認することとしています。

## 【その他の事案】

公表事案で、送検数は少ないですが、気掛かりな事案、基本的な対策を怠った事案等が表のとおりあります。

## ・搭乗制限

陸運業以外の業種の事案で、労働安全衛生法における「搭乗の制限」違反がありました。

一定の機械装置等で、乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならないとして、フォークリフト等の車両系荷役運搬機械をはじめ、運転中のコンベアー、バックホウ等車両系建設機械、高所作業機械、林業関係機械等が対象とされています。

## ・作業主任者

作業主任者は、労働安全衛生法第14条により、労働災害を防止するための管理を必要とする一定の作業について、その作業の区分に応じて選任が義務付けられています。

陸運業が多く関連する作業としては、高さが2m以上のはい付け又ははい崩し作業でフォークリフトに積まれた2m以上の荷上で手直し等の作業を行う場合、はい作業主任者の選任(技能講習等修了者)が必要となります。

## ・保護帽による墜落災害防止対策

高さ2m以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の集団)の上における作業を行う場合は、墜落による危険を防止するため保護帽の着用が義務付けられています。

一方、高さ2m以上の荷の上、荷台、あおり上での作業となった場合は、墜落防止のため、囲い、手すり、覆い等の設置（安衛則519条第1項）、これが困難等の場合は防網を張り、要求性能墜落制止用器具を使用するなどの措置を講ずる（同条第2項）ことが必要です。

荷役作業ガイドラインでは、作業する高さにかかわらず、作業方法のほか設備関係では「荷台の上での作業については、できるだけあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用するなどし、荷台のあおりに乗っての作業を避けること。貨物自動車の荷台への昇降設備を用意すること。タンクローリーへの給油作業のようにタンク上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に要求性能墜落制止用器具取付設備（親綱、フック等）を設置すること。（荷役作業ガイドライン 第2, 2 (2) イ～エ）」としています。

**適切な保護帽&要求性能墜落制止用器具を正しく使いましょう**



荷役作業ガイドラインには問題解決の糸口が示されています。 (完)

## 表 陸運業関連に係る違反

- ・はい作業主任者を選任していなかったもの。安衛法第14条（労働安全衛生法施行令第6条）
- ・貨物自動車に荷を積載する際、荷にロープ（シート）をかける等荷崩れによる危険を防止するための必要な措置を講じなかった。安衛則第151条の10
- ・フォークリフトを貨物自動車で移送するにあたって、積卸しを平たんで堅固な場所で行わなかった。安衛則第151条の12
- ・はいの上における作業（作業箇所の高さが床面から2m以上のものに限る。）を行う際に、労働者に保護帽を着用させていなかった。安衛則第435条

【連載】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ  
博士のメンタルヘルス 2025  
(第2回)テーマ 「ストレス解消シリーズ」  
自然とのふれ合いこそ！！

精神科医 夏目 誠

## 「花鳥風月」でなく「花長風月」？

学生が就活で会社を選ぶ基準は、「花鳥風月」でなく「花長風月」と言われています。すなわち「花形の会社で、長期の休暇がとれ、社風がよく、月給が高い」とか。

今回はストレスが過剰になったら、四季折々の良さがある花鳥風月を楽しみましょう。春、夏、秋、冬と季節が移ろう日本の自然はすばらしい！！

外に出ようよ、自然を見ようよ！！

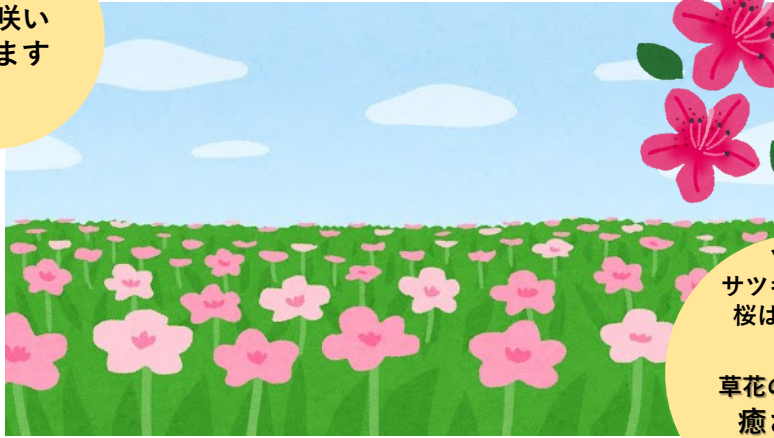
## 自然の四季と接してみようよ！



春はのどかな風のそよぎ、朧月夜……。夏は庭先の風鈴の音に、キリギリスの鳴き声、蛍の光。忘れてはいけないのがセミ時雨。秋になれば鈴虫の鳴き声に、森の木々のさえずり。冬は一面の銀世界。スキーで滑ろう！旅に行けば列車の枕木をまたぐ音。このように自然はやすらぎをあたえてくれます。イライラする、行きづまりを感じたら、散歩やハイキングをしましょう。自然の世界でのんびりとね。非日常の世界ですよ！！



花が咲いて  
います



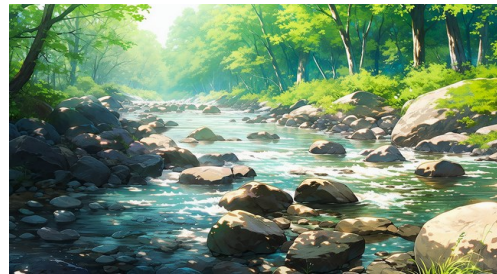
ツツジ  
サツキがキレイ  
桜は豪華絢爛

草花の**香り**で  
癒されます  
アロマ・テラ  
ピーかな

可憐なコスモス、しっとり咲く紫陽花、豪華絢爛な桜など。花は美しさだけでなく**香り・アロマ**で癒してくれます。

## f分の1リズムで安らぎます

小鳥がさえず  
っています



PIXTA

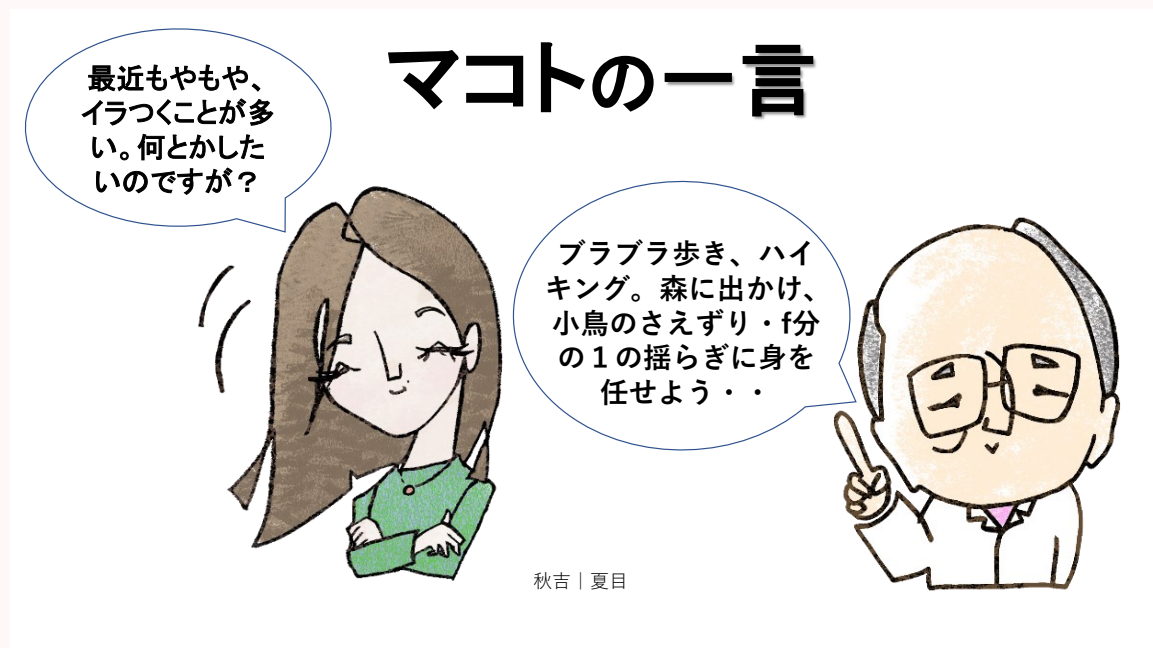
**f分の1リズム**  
さえずり  
自然な風  
川のせせらぎ⇒  
心安らか

鳥のさえずり、川のせせらぎの音が聞えます。いずれも「f分の1ゆらぎ音」です。耳をすませば身近な場所（神社・お寺など）で聞くことができます。風も心地よい。人間は五感を通し外界から1/f ゆらぎ音を感知すると、生体リズムと共鳴し、自律神経に良い影響を与えられています。



自然の中、太陽をあびながら散歩・ぶらぶら歩きをすれば、人にとって大切な神経伝達物質であるセロトニンが分泌され、心が落ち着いてきますよ。

最後に「マコトの一言」で締めくくります。



小企業無災害記録表彰〔令和7年1月〕

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
第2種	株式会社・豊島輸送センター	28名	平成30年10月18日～令和5年10月17日	静岡県
第2種	東海共栄サポート株式会社本社営業所	29名	令和元年10月20日～令和6年10月19日	岐阜県
第2種	臼杵運送株式会社鹿児島営業所	41名	平成30年11月18日～令和5年11月17日	鹿児島県
第3種	奥田運輸有限公司	20名	平成28年8月9日～令和5年8月8日	岐阜県
第4種	丸永運送株式会社仙台支店	29名	平成25年10月24日～令和5年10月23日	宮城県
第4種	柴山流通管理株式会社本社営業所	14名	平成26年11月20日～令和6年11月19日	群馬県
第4種	群馬天沼運輸株式会社本社営業所	16名	平成26年11月21日～令和6年11月20日	群馬県

陸災防では、常時50人未満の労働者を使用する事業場の無災害記録について、表彰を行っています。この無災害記録には、第1種から第5種までの5種類があり、第1種は3年間、第2種は5年間、第3種は7年間、第4種は10年間、第5種は15年間の無災害を称えるものです。

●申請方法  
 本表彰は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。事業場の安全衛生に対する取組を応援するため、この制度をご活用ください。

## 「安全衛生教育促進運動」を展開中です！

正しい知識で 職場を安全・健康に！

「安全衛生教育促進運動」は、労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、とりわけ労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、平成25年度から、中央労働災害防止協会（中災防）が主唱し展開している運動です。

（実施期間：2024年12月1日～2025年4月30日）

厚生労働省の後援のもと、陸災防を含む業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）等及び全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、技能講習、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、管理職などに対する安全衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者など教育・研修の対象者が増えることを踏まえ、事業場に必要教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。

運動の実施要領等、詳しくは[安全衛生教育促進運動サイト](#)をご覧ください。

「安全衛生教育促進運動」で検索！

令和6年度 2024年12月1日 ▶ 2025年4月30日

### 安全衛生教育促進運動

**事業主の皆さん！**

労働安全衛生法により  
**雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育**  
 などが義務づけられています。

**ストップ STOP 労働災害**

**正しい知識で 職場を安全・健康に！**

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、技能講習、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。  
 年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象者が増えることを踏まえ、事業場に必要教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。

主催：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

# 令和7年度「安全衛生標語」を募集中です！

## 安全衛生意識の向上に繋がる標語応募にお取り組みください！

当協会では、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを呼びかける「安全衛生標語」を募集いたします。

入選作品は最も優れたものを最優秀賞、それに次ぐものを優秀賞とし、当協会の安全ポスター等に用いる他、会員企業・事業場で広く活用していただくこととしております。

なお、入選作品につきましては、令和7年11月13日(木)に群馬県高崎市にて開催する第61回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会において表彰いたします。

皆様からの多数のご応募をお待ちしております。

### 募集の目的

企業・事業場における安全衛生意識の高揚を図り、自主的な安全衛生活動の推進に寄与すること。

### 主催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

### 標語のテーマ

次の3部門について、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを、具体的かつ簡明な表現で呼びかけるもの

#### (1) 荷役部門

荷役作業における労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 荷役作業時の墜落・転落又は転倒の防止に関するもの
- イ 荷主等との連携に基づく災害防止に関するもの
- ウ 高年齢労働者の荷役労働災害防止に関するもの
- エ 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの
- オ 危険予知活動、リスクアセスメント等の実施に関するもの
- カ フォークリフト、テールゲートリフター、ロールボックスパレット等による災害防止に関するもの

#### (2) 交通部門

交通労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 過労運転防止のための運行管理（適切な休憩の付与等）に関するもの

イ 高年齢運転者の交通労働災害防止に関するもの

ウ 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの

エ 交通KY（交通危険予知活動）の実施に関するもの

オ 安全運転の実施に関するもの

#### (3) 健康部門

健康の確保・増進を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 健康診断の実施と事後措置の徹底に関するもの
- イ ストレスチェック等のメンタルヘルス対策に関するもの
- ウ 過重労働対策（恒常的に時間外労働を発生させない労働時間管理等）の徹底に関するもの
- エ 腰痛予防に関するもの

### 応募の資格

次のいずれかに該当する方（家族の方を含みます。）

- (1) 当協会の会員事業場の役員・従業員である方
- (2) 当協会の労働災害防止活動にご理解・ご支援をいただいている企業、団体、事業場等の役員・従業員である方
- (3) 当協会支部の役職員の方

### 応募の方法

- (1) 作品は、自作で、未発表のものに限ります。どの部門についても応募いただけますが、1部門の作品数は、お一人につき、3点以内としてください。

- (2) 応募用紙は、当協会のホームページからダウンロードできます。「令和7年度『安全衛生標語』募集のご案内」のページをお開きください。この応募用紙は、「個人用」と「事業場一括応募用」の2種類があります。事業場で何人かの方々の作品を取りまとめて応募される場合には、「事業場一括応募用」の用紙をお使いください。
- (3) ホームページからダウンロードした応募用紙によらない場合は、応募作品のほか、必ず次の事項を記載した内容のものでご応募ください。
- ア 応募者の氏名とふりがな  
イ 応募者の勤務先  
勤務先名（例えば、〇〇会社〇〇支店〇〇…〇〇課）  
勤務先の住所・郵便番号と電話番号
- ウ 応募する部門の別（「荷役」、「交通」、「健康」）  
事業場で何人かの方々の作品を取りまとめて応募される場合には、どの作品がどの方のものであるかも明らかにしていただき、また、応募の取りまとめをされた方の氏名と連絡先も記載してください。
- (4) 記入を終えた上記(2)又は(3)の応募用紙等は、Eメール、ファックス、郵送（葉書、封書）等の方法により、当協会宛てお送りください。
- (5) 上記(2)又は(3)の応募用紙等に記載された個人情報、当協会が責任をもって管理し、入選作品の選考時における確認と入選の通知、賞品の発送及び入選者の公表のためのみに利用し、その他の目的での使用や第三者への提供はいたしません。

### 募集の締切

令和7年3月31日(月)

郵送による場合は、3月31日当日までの消印のあるものを有効とします。

### 入選作品

- (1) 入選作品数は、次のとおりとします。

	入選作品数
最優秀賞	3作品（各部門ごとに、1作品）
優秀賞	3作品（各部門ごとに、1作品）
入選	6作品（各部門ごとに、2作品）

- (2) 令和7年4月に、当協会において入選作品を決定して、入選者ご本人又は応募の取りまとめをされた方に通知いたします。なお、作品の文言について、より具体的かつ簡明な表現となるように、若干の変更をお願いする場合があります。
- (3) 入選作品は、令和7年5月に当協会のホームページにて公表するとともに、広報誌「陸運と安全衛生 5月号」に掲載します（いずれも、作者の氏名、勤務先の会社、団体等の名称、所属する都道府県支部名を含みます。）。
- (4) 令和7年11月13日(木)開催の第61回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 in 群馬の式典で、入選作品とともに、入選者の方に対する表彰を行います。また、代表1名の方については、式典当日、当協会の会長から直接、壇上にて表彰状及び賞品をお渡しいたします。なお、自宅（又は職場）から大会会場（群馬県高崎市）までの往復の交通費及び宿泊費は、ご負担いただきますようお願いいたします。
- (5) 入選者には、表彰状のほか次の賞品をお贈りします。

	賞品
最優秀賞	2万円分の図書カード
優秀賞	5千円分の図書カード
入選	3千円分の図書カード

- (6) 入選作品の著作権は、当協会に属するものとします。

また、入選作品は、当協会が作成する安全ポスター等の印刷物、ホームページ等で用いる他、会員企業・事業場で広く活用していただきます。

### 応募先・お問合せ先

〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2 10階  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
業務部 広報課

TEL : 03-3455-3857 / FAX : 03-3453-7561

E-mail : r7hyougo@rikusai.or.jp

### ホームページ

<http://www.rikusai.or.jp/>

事業者の皆さまへ

# 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

## 主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

The image shows a form titled "労働者死傷病報告" (Laborer Death, Injury, and Disease Report). It contains various fields for reporting an incident. Five callouts (1-5) point to specific areas of the form:

- ① 事業の種類**: Points to the top section where the industry and business type are selected using codes.
- ② 被災者の職種**: Points to the section for selecting the job classification of the victim.
- ③ 傷病名及び傷病部位**: Points to the section for selecting the name and location of the injury or illness.
- ④ 災害発生状況及び原因**: Points to the large section for describing the circumstances and causes of the disaster, which is divided into five sub-sections.
- ⑤ 国籍・地域及び在留資格**: Points to the bottom section where the worker's nationality, region, and residence status are selected.

**①事業の種類**  
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。  
(例) 製造業>食品製造業>水産食品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

**②被災者の職種**  
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。  
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食品製造従事者

**③傷病名及び傷病部位**  
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。  
(例) 傷病名: 負傷>切断  
傷病部位: 頭部>鼻

**④災害発生状況及び原因**  
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

**⑤国籍・地域及び在留資格**  
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて  
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

- 詳しいご活用方法はこちらをご参照ください  
帳票入力支援サービスを活用した労働者死傷病報告の電子申請方法について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001292159.pdf>
- 動画による説明をご覧ください (YouTubeへリンクします)  
帳票入力支援サービスを活用した労働者死傷病報告の電子申請方法について  
<https://www.youtube.com/watch?v=mw5UJ554IEA>

電子申請に当たっては

## 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

スマートフォンからの電子申請も可能です/  
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶  
厚生労働省HPにリンクします



厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署

厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」  
<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

令和6年度 厚生労働省補助事業

# 陸運事業者のための安全マネジメント研修

～ 運輸安全マネジメントと労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインの一体化による効果的な運用 ～



この研修会は、安全性優良事業所の対象研修となります。



運輸安全マネジメント及び陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインは、安全水準向上のため、一連の過程として共にPDCAサイクルを定めています。このため、各々別のルールを敷くのではなく、同じルールの上でサイクルを回していくことが効率的です。

本研修では、両マネジメントの一体的な取組方法について説明するとともに、マネジメントの肝となるリスクアセスメントの手法について解説します。

## 陸運事業者のための安全マネジメント研修

- 内 容：(1) 「運輸安全マネジメント」と「RIKMS」の概要説明(30分)  
 (2) 「運輸安全マネジメント」と「RIKMS」の一体的運用方法について(60分)  
 (3) リスクアセスメントについて(90分)

受講証明： 本研修会を受講された方には、受講証明書を発行します。

問合せ先： 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 各都道府県支部

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
青森	3月6日(木)	青森県トラック協会研修センター	奈良	2月21日(金)	奈良県トラック会館
茨城	2月20日(木)	茨城県トラック総合会館			

《厚生労働省補助事業》

## 安全衛生推進者のための労働災害防止対策セミナーのご案内

労働者数10人以上50人未満の事業場においては、安全衛生に係る業務を担当する「安全衛生推進者」を選任することが労働安全衛生法で義務付けられています。

陸運業における労働災害を減らすためには、安全衛生推進者が職務遂行に必要な知識を身につけ、事業場における安全衛生活動をリードしていくことが大切です。

当協会では、安全衛生推進者の選任率の向上及びレベルアップを図るため、「安全衛生推進者のための労働災害防止対策セミナー」を実施します。多くの安全衛生担当者のご参加をお待ちしています。

- 参加対象者**
- 安全衛生推進者に選任されている方
  - 陸運業で主に安全管理を担う方
  - 今後、安全を担当する予定の方

**受講料** 無料

**問合せ先** 陸災防 各都道府県支部

(本セミナーは、法令でカリキュラムが定められている安全衛生推進者養成講習や安全衛生推進者能力向上教育(初任時)ではありませんのでご注意ください。)

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
北海道	2月25日(火)	北海道トラック総合研修センター	京都	2月19日(水)	京都テルサ D会議室
新潟	2月13日(木)	新潟県トラック総合会館	高知	2月13日(木)	セリーズ



災害事例  
と  
その対策

## フォークリフトのマストと本体の間に 挟まれて死亡

### はじめに

みなさんは、「陸災防労働災害事例生成ツール」を活用していますか？

今回はこの事例生成ツールの中の災害事例一覧の中から一つの事例を紹介し、合わせて少し違った目線で考えてみたいと思います。

### 1 概要

作業場所：プラットホーム

作業内容：フォークリフトによる荷上げ中

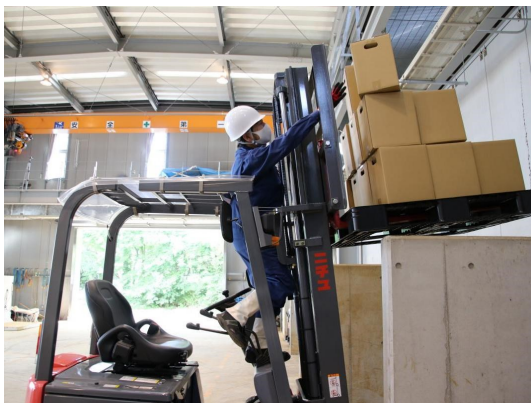
事故の型：はさまれ・巻き込まれ

災害の起因物：フォークリフト

被災の程度：圧迫死

### 2 災害の発生状況

フォークリフトで積付け作業中に荷が崩れたので、運転席を離れマストによじ登り荷を直そうとしたところ、足がティルトレバーに触れ、マストが戻ってマストとヘッドガードの間に体が挟まれて圧迫死。



状況 1

### 3 原因

エンジンをかけたまま運転席以外の場所で作業をした。

### 4 再発防止対策

作業中の荷の手直しは、荷を地上に卸しエンジンを切って行う。

### 5 正しい作業手順の流れ

フォークリフトで荷上げ中に荷が崩れた場合は、まず荷を地上に卸し、次にフォークリフトのエンジンを切って、運転席から降り、作業する。

### 6 オペレーターの心理

フォークリフトのオペレーターが、フォークリフトのマストとヘッドガードの



状況 2

間に挟まれるという災害は、あってはならない悲惨な災害であるにもかかわらず、繰り返し引き起こされる災害の一つです。

上記の 5 及び状況 2 に示す手順で作業を行えば、この災害が起こることはありません。では、なぜオペレーターは状況 1 のような行動をとったのでしょうか？

まず、業務としてフォークリフト作業を行っているオペレーターには、一度リフトアップして棚に向かわせた荷を地上に卸す行為は、作業の逆戻りになりますので、それはプロとして避けるべき行為であるとの意識があります。

そして、オペレーター自身が、フォークリフトを降りて行わなければならないと決められた手順以外の場面で運転席を離れることを嫌います。そもそも、乗車したまま荷役運搬作業ができることがフォークリフトの特徴であり、「オペレーターの定位置は運転席である」という意識は強いものです。

ここに示したような災害は、離席時のインターロックシステムでほぼ完全に防げることではありますが、安全対策を考える上では、作業の特性だけでなく、その業務に携わる作業者の心理なども、その立場に立って考えていく必要があると思います。

「陸災防労働災害事例生成ツール」については、次のURLをご参照ください。

[https://rikusai.or.jp/zirei\\_tool/](https://rikusai.or.jp/zirei_tool/)

## 業種別労働災害発生状況（令和6年速報値）

令和7年1月7日現在

死亡災害						
	令和6年1～12月 [速報値]		令和5年1～12月 [速報値]		対前年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	674	100.0	677	100.0	-3	-0.4
製造業	129	19.1	129	19.1	0	0.0
建設業	218	32.3	199	29.4	19	9.5
交通運輸事業	6	0.9	8	1.2	-2	-25.0
陸上貨物運送事業	97	14.4	96	14.2	1	1.0

死傷災害						
	令和6年1～12月 [速報値]		令和5年1～12月 [速報値]		対前年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	122,812	100.0	122,436	100.0	376	0.3
製造業	24,510	20.0	24,911	20.3	-401	-1.6
建設業	12,775	10.4	13,323	10.9	-548	-4.1
交通運輸事業	2,784	2.3	2,752	2.2	32	1.2
陸上貨物運送事業	15,029	12.2	14,967	12.2	62	0.4

## 事故の型別 死亡災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和7年1月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
令和6年1～12月	97	20	2	10	2	4	12	37	0	10
令和5年1～12月	96	23	2	3	3	7	9	42	0	7
対前年増減	1	-3	0	7	-1	-3	3	-5	0	3

(注)この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの

## 事故の型別 死傷災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和7年1月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
令和6年1～12月	15,029	3,869	2,758	1,063	654	375	815	1,514	744	14	2,613	610
令和5年1～12月	14,967	3,897	2,747	1,078	623	362	765	1,577	758	12	2,635	513
対前年増減	62	-28	11	-15	31	13	50	-63	-14	2	-22	97

(注)この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「動作の反動・無理な動作」以外をまとめたもの  
詳細は、陸災防ホームページ<http://www.rikusai.or.jp/>に掲載

資料出所:厚生労働省

### [死亡災害]

死亡災害は97人となり、前年同月と比べて1人の増加となった。事故の型別で見ると、「交通事故（道路）」が37人と最も多く発生しているものの、前年同月からは5人の減少となった。「飛来・落下」は前年から7人の大幅増加となっている。

### [死傷災害]

死傷災害は15,029人となり、前年同月と比べて62人の増加となった。主な事故の型別の状況を前年同月の状況と比較すると、「激突され」（+50人）、「飛来・落下」（+31人）が大きく増加している。一方で、「はさまれ・巻き込まれ」（-63人）は大きく減少している。

## 陸運業 死亡災害の概要（令和6年）

令和7年1月7日現在  
陸災防調べ

災害発生日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験期間	被災時の作業内容	災害の概要
6年12月18日	飛来、落下	フォークリフト	男性	55	運転者	0年	トラック運転手	荷主敷地内で、トラックの荷卸し作業中のフォークリフトから1tの荷が落下し、近くで作業中の労働者が下敷きになり死亡したものの。作業計画は定めていなかった。
6年12月17日	交通事故(道路)	トラック	男性	53	運転者	7年	トラックの運転業務	被災者は、高速道路のトンネルを走行中、渋滞により停止していたトレーラーに追突したものの。前方不注意又は居眠り等により、発生したものと推定。
6年12月7日	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	男性	57	貨物自動車運転者	10ヶ月	トラック運転	被災者が交差点を東方向から西方向へ直進で通過しようとしていたところ、南方向から北方向へ直進する乗用車が左側の燃料タンクと後輪の間部分に追突その衝撃でトラックが反転し運転席側に転倒したものの。転倒の際運転席側がガードレール上に転倒し、ギャビンが変形していた状況より、事故の衝撃により心臓破裂が生じたと推定される。ドライブレコーダーによると、乗用車が信号無視して直進し追突したと思われる。
6年12月3日	墜落、転落	建築物、構築物	男性	57	貨物自動車運転者	4年		生コンクリートの原料である砕石のストックヤードにおいて、砕石に埋まっている被災者が発見された。被災者は砕石を運搬してきたダンプトラックの運転手。砕石ストックヤード地下ベルトコンベアにより砕石が下部より搬送され、蟻地獄状態となっていたと推定。
6年11月8日	墜落、転落	トラック	男性	64	貨物自動車運転者	42年	トラック運転席から降車中	トラックドライバーの被災者は、荷主敷地内において、トラックの運転席から降車中に墜落(または転倒)して頭部と臀部を負傷。そのまま業務を継続し事業場へ帰社後、負傷を報告。翌日は通常勤務を行ったが、翌々日以降、公休を挟み被災者と連絡が取れなくなり、自宅で死亡していたのを発見されたものの。(死体検案結果、死因は「硬膜外血腫、外傷性くも膜下出血」)
6年4月14日	その他	起因物なし	男性	61	貨物自動車運転者	40年	荷役作業	事業所から配送先へ到着し、現地で荷卸しの作業中に意識を失った。現場からの通報により緊急搬送され、病院にて死亡が確認された。(過重労働による心筋梗塞)
6年2月19日	その他	起因物なし	男性	61	貨物自動車運転者	14年	トラック荷台への荷役作業	被災者が、事業場へ出勤し、その後3tトラックにて荷受先の物流センターへ向かった。荷受先にてトラック荷台への荷役作業を行っていたところ、死亡したものの。(過重労働による急性虚血性心不全)

(注) 後日、内容については、削除又は記載内容を修正する場合があります。

## 陸災防の動き

1月 ・ 第26回理事会 1月30日

## 安全ポスターのご案内

## 健康の保持増進にご活用ください！

健康診断 受診はスタート  
向き合いましたよう 健診結果

令和6年度 安全衛生標語 健康部門優秀作品

**陸上貨物運送事業労働災害防止協会**

安全ポスター No.86

令和6年度安全衛生標語健康部門優秀作品「健康診断 受診はスタート 向き合いましたよう 健診結果」をテーマとした「安全ポスターNo.86」を頒布中（価格210円(税込)）です。

本ポスターを従業員の健康の保持増進にご活用ください！

品名：安全ポスター No.86

価格：210円（税込）

ご注文は次のURLからお願いいたします。

[https://rikusai.or.jp/health\\_and\\_safety/how\\_to\\_buy/](https://rikusai.or.jp/health_and_safety/how_to_buy/)

## 編集後記

今号では「令和6年における労働災害の発生状況について（速報値）」を掲載しました。残念ながら死亡災害、死傷災害ともに前年同期と比べ増加しており、一層の対策が求められています。

一方、厚生労働省の感染症情報によると、今冬は、インフルエンザ感染者数が既に警報レベルに達しており、今後、現在流行しているA型からB型に移行すると、さらに感染が拡大するおそれがあると警鐘を鳴らしています。また、新型コロナウイルス感染症も再び増加傾向にあります。

従業員の健康と安全は事業の基本です。事業場におかれては、労働災害防止への諸活動に加え、感染防止対策にもご留意いただくようお願いします。

今月の表紙 **赤城山・氷上ワカサギ釣り**（群馬県前橋市）

赤城山は複数の山からなる総称で、日本百名山・日本百景に数えられる名峰です。また、群馬県を代表する上毛三山（赤城山・榛名山・妙義山）の一つです。赤城山山頂のカルデラ湖では冬になると関東では数少ない氷上ワカサギ釣りが楽しめます。

陸運と安全衛生 **2025年2月号 No.672**

2025年2月10日発行

毎月1回10日発行

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2  
安全衛生総合会館内  
電話:03-3455-3857

(印刷物による年間購読料6,600円(税込・送料込み))